

農委広報

しらたか

1.16 発行
2024
白鷹町農業委員会



第23期 農業委員会スタート

詳しい内容は、P2・3ページに掲載しております。

主な記事

- 年頭のごあいさつ・農業委員及び推進委員の紹介
- 農業委員会組織体制・退任委員紹介 P2・3
- 農業委員会活動報告 P4・5・6
- 農業委員会からのお知らせ P7
- 農業者年金、全国農業新聞購読の案内、編集後記 P8

農業の現状は年々厳しさを増しておりますが、わが町の農業振興とまちづくりのために、皆様と語り合いながら農業委員、農地利用最適化推進委員一同結束を図りながら職務に取り組んで参ります。

3年間よろしくお願ひ致します。



年頭のごあいさつ

第23期白鷹町農業委員会

会長 小林 孝次

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、農業委員会の活動に対して、日頃より多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

農業委員会を代表して一言ございさつを申し上げます。

近年、温暖化による自然災害が頻繁に発生し、激甚化しております。今後もこのような傾向が続くと懸念されており、その猛威は、農業者の生産意欲を減退させると危惧されています。

昨年を振り返ってみると、果樹の霜被害、そして7月末からこれまで経験したことのない高温・少雨により、農作物に甚大な被害をもたらしました。そのため、農業収入の減少という非常に厳しい状況となっていました。

農業委員会を代表して一言ございさつを申し上げます。

近年、温暖化による自然災害が頻繁に発生し、激甚化しております。今後もこのような傾向が続くと懸念されており、その猛威は、農業者の生産意欲を減退させると危惧されています。

昨年を振り返ってみると、果樹の霜被害、そして7月末からこれまで経験したことのない高温・少雨により、農作物に甚大な被害をもたらしました。そのため、農業収入の減少という非常に厳しい状況となっていました。

農業委員会として、持続可能な産業として農業の振興・発展に向けて、なお一層、農業委員及び農地利用最適化推進委員と一丸となつて取り組んで行く所存であります。

最後に、町民の皆様におかれましては、本年が佳き年になりまますよう心よりご祈念申し上げ年頭のごあいさつとさせていただきます。

農業者による担い手不足、耕作放棄地の拡大や離農の増加、そして、有害鳥獣による深刻な被害等多くの問題が山積しております。

今後も農業を継続していくには、農業者の自助努力だけでは限界を超えている状況です。このようなか、農業者と関係機関が強く連携し、農業を取り巻く問題について、さらには社会情勢の変革に的確に対応し基幹農業としての農業を活性化させるべく、農業者の皆さんと積極的に取り組んでいく必要があります。



第23期農業委員会が スタート！

農地利用最適化推進委員 5名

令和5年7月20日に改選を迎えた、農業委員11名に佐藤町長より辞令が交付されました。

また、同日付けで農地利用最適化推進委員5名に、農業委員会小林会長より委嘱状が交付され、第23期農業委員会がスタートしました。

農業委員 11名

会長 小林 孝次 (滝野) 再
村上 浩康 (浅立) 再
会長職務代理者

委員 小口 修 (箕和田) 新
委員 菅原 政敏 (畔藤) 新
委員 小林 喜久雄 (横田尻) 新
委員 衣袋 則子 (十王) 新
委員 高橋 清吉 (荒砥) 新
委員 小松 晴治 (山口) 新
委員 児玉 匠樹 (高玉) 再
委員 新野 清 (広野) 再
委員 樋口 金一郎 (高岡) 再

蚕桑地区	庄司 彰
鮑貝地区	樋口 美弥子
荒砥・十王地区	新
鷹山地区	小関 清喜
東根地区	紺野 正光
鈴木 茂	再
新	新

白鷹町農業委員会

組織体制

農地部会 5名

- ・農地転用、農振除外に関すること

- ・農地紛争の和解、仲介に関すること

任期
令和5年7月20日から
令和8年7月19日まで（3年間）

総会

農地法及び農業経営基盤強化促進法等における事項の処理

運営委員会 4名

会長

小林 孝次

会長職務代理

村上 浩康

農振部会長

児玉 匠樹

農地部会長

新野 清

農地利用最適化推進委員

- ・担当区域において、農地利用の最適化に向けた現場活動
- ・担当地域内における農地法3条、4条、5条等に係る調査

農振部会 6名

・農業振興施策に関すること

・意見書に関すること

・農業委員会広報の発行に関すること

・その他情報の収集発信に関すること

部会長
副部会長
委員

児玉 匠樹
樋口金一郎
小林 小林
菅原 衣袋 小松 晴治
政敏 則子 孝次



農地利用最適化推進委員委嘱状交付の様子



農業委員辞令交付の様子

令和5年7月の改選で
次の方が退任されました

この度の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、次の方々が退任されました。本町の農業の振興のため、ご尽力いただきましたこと、厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

農業委員

丸川 正博さん
齋藤永治郎さん

中川 要一さん
高橋 康子さん

鈴木 政司さん
伊勢亀崇男さん

農地利用最適化推進委員

小林 周一さん
安彦 強さん
安達 善晴さん

令和6年度「白鷹町農業農村振興施策に 関する意見書」の提出

農業委員会は、農業経営の安定化、農地等の利用の最適化、持続可能な産業としての農業振興に向けて、10月31日（火）「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」を佐藤町長に提出しました。

（以下、要旨）

1、水田活用の直接支払交付金について

- 生産現場の実態、平場と傾斜のある中山間地域の違いの十分な把握と、地域の実情に合った要件となるよう国に対する働きかけ
- 耕畜連携による飼料生産の維持・拡大に向けた支援要請

2、担い手への農地の利用集積・集約化について

- 農地中間管理機構にかかる手数料負担額に対する支援の実施

3、農業用資材（肥料・飼料含む）、原油等の価格高騰対策について

- 価格高騰対策の継続支援について、国や県への働きかけ
- 町と関係機関が密に連携し、価格高騰分の差額支援の継続実施

4、有害鳥獣対策について

- 地域ぐるみで行う電気柵設置



令和5年度 山形県農業委員会大会 in 寒河江市

11月13日（月）、寒河江市市民文化会館で県内の農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、令和5年度山形県農業委員会大会が開催されました。

- に対する支援事業の継続実施
- 若手狩猟会員の増加に向けた狩猟免許取得の継続支援
- 処理施設整備の措置
- 東根地区の鳥獣保護区の解除

5、新規就農者・担い手の確保について

- 果樹やホップといった園地、畜産設備等の既存施設を新規就農者が有効活用とするため、初期投資負担軽減支援を含めた経営継承の仕組みづくり
- 就農を目指す若者等に対する幅広い周知活動の展開
- 新規就農者の確保につなげていく施策の実施

告が行われました。

最後に、山形県農業委員会組織が一丸となつて取り組むことを宣言し、ガンバロウ三唱で閉会となりました。

『地域計画』策定に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員が中心となり、地域の10年後に目指す農地利用の姿を示す『目標地図』の素案作成を進め、より良い農業経営環境を築けるようになければならないと痛感しました。

（農振部会長 児玉匡樹）



～全ての農地を確認しています～

農地パトロールの実施と現況図面作成へ

通年、農業委員会は農地の現地確認・違反転用などの確認をしておりますが、毎年8月下旬から9月までの期間に力を入れ、町内全ての農地を対象とし、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員により、遊休農地の現状確認や、農地法の許可案件の履行状況等の確認を行う「農地パトロール」を実施しております。

今年度も、遊休農地と確認されている農地及び農地として厳しい箇所（非農地の確認）を集めて調査しました。

現地確認に行つて驚いたことは、遊休農地といわれる農地の周囲が、広範囲で半遊休農地化状況でたくさん存在しているということです。原因は、高齢化による労力不足と有害鳥獣被害の深刻化により、農地の保全管理が厳しいためと言われています。



農地パトロールの実施前に、農業委員会全員で研修会を行っています。

農業委員会では、耕作または保全管理が実施されず「遊休農地」と判断した農地の所有者や耕作者に対し「農地利用意向調査」を毎年実施しています。

この調査により、ご自身で耕作するか、あるいは農地中間管理事業等を活用した農地の貸付を行う意向があるのか、などを確認しています。

調査票がお手元に届いた際には、調査の回答にご協力くださいとお願いいたします。

農業委員会の大きな役割として、令和5年度より「地域計画」、そして「目標地図」の素案作りがあります。その中で、農用地の効率かつ総合的な利用を促し、地域の営農計画を進める必要があります。土地利用型作物の推進はもとより、園芸作物の導入が大きなポイントになると考えます。

手間のかかる作物の作業労働時間の軽減、長期の販売方法など、研究所での成果をより早く、確実に、現場の農家で活用することができるよう皆さんに伝えられたらと思っています。

（農地部会　村上浩康）

今後の活動の糧に！

山形県農業総合研修センター 園芸農業研究所視察研修





女性農業委員・農地利用最適化推進委員の活動紹介

「家庭菜園のススメ」

8月19日（土）、家庭の食育を進める「家庭菜園のススメ」が開催されました。今回はコールラビと芽キャベツへの挑戦です。当日は、家庭菜園初心者の方や参加経験のある方、子供さんと一緒に一緒に十数組の方が参加され、猛暑の中にもかかわらず楽しくにぎやかな講習会となりました。

農業プロの方には植えるときのコツなど丁寧に詳しく教えていただきました。また、水やり・肥料の与え方など質問も多く出され、参加者の熱意が感じられました。

10月21日（土）には今回の野菜を使つた料理教室も開催され、自分で植えた野菜をおいしく食べるメニューを教えていただきとても楽しい時間となりました。次回は、ぜひ皆さんも参加してください。

（農振部会 衣袋則子）



「置賜地方農業委員会連絡協議会」女性農業委員研修を終えて（白鷹町）

9月8日（金）、総勢21名で女性農業委員・推進委員研修会が白鷹町で実施されました。

午前は（有）どりいむ農園にて、直集落営農モデル事業から始まり、直売所を作り町の農業振興のモデルとなつてている現在までの経緯を説明していました。自分達の生産感を自分達で売るという、大きな責任感とやり甲斐に満ちていると感じました。

午後はポンプや精密加工機器の技術を応用して作つた自社製の農業用給液装置を使い栽培している（株）メトリティファームのトマトハウスを見学しました。そのトマトは野菜ソ

ムリエサミットで金賞を受賞したそうです。工業系の会社が、ひらめきと工夫と努力で農作物を栽培しているのには驚きました。



鳥獣被害対策各支援事業



鳥獣害対策

ここ数年、萩野地区においてもイノシシ被害が特に目立っている状況です。

令和4年より、農林課と共に電気柵の設置計画を進めたところです。同時に、地区においては区長をトップに、中山間直接支払組織や区協議会等、地区全体で取り組む萩野鳥獣被害対策協議会を立ち上げました。

水田面積約29ha、全長約10km二段張りを16エリアに分け計画実施しました。役員会の会議では電気柵設置にあたり、草刈り、人数、エリア長、費用弁償、管理、秋の撤去保管等を話し合いました。今年度は資材が遅れ春からの設置には至りませんでしたが、約40名が参加して一番大きい沖エリアで約2kmの現地研修を行い、その後各エリアに設置したところです。設置後の効果は非常に大きく、大変良かったと思います。

今後も設置継続にあたり、様々な課題も含め地域全体で取り組み、維持管理に努めていきたいと思います。

（農地利用最適化推進委員 紺野正光）

令和5年度は小山沢地区において被害対策を実施しました

【電気柵設置支援】令和5年度の受付は終了しております

農作物被害を軽減する電気柵設置補助

■白鷹町有害鳥獣被害対策推進事業（県・町補助事業）

対象者 販売農家または販売農家グループ

（自家用のみは補助の対象とはなりません。）

補助率 電気柵の設置に係る経費の2分の1（上限20万円）

■白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業（町鳥獣対策協議会事業）

対象者 ①販売農家または販売農家グループ

②自家用農家

補助率 ①電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限10万円）
②電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限 1万円）

■地域ぐるみで行う鳥獣被害防止推進事業

（町鳥獣対策協議会事業）

対象者 おおむね町内単位の集落

事業内容 地域において有害鳥獣被害防止を目的に被害防止計画を練り、地域ぐるみ（集落）で広域の電気柵を設置する場合、町鳥獣対策協議会から、その資機材一式を事業実施地区に貸与します。

事業規模 3000m×2段張程度

採択要件 ①集落内の受益者3戸以上の合意形成が必要となります。

②電気柵設置後は、下草刈等を定期的に行い、維持管理計画を策定する等適切な維持管理に取り組むことを要件とします。

【ご相談・お問合せ】 農林課 森林整備係 85-6125まで

白鷹町農業委員会事務局受付窓口のご案内

●農地法第3条許可申請（農地のままの権利移動）

農地の売買・贈与・交換・賃貸

●農地法第4条許可申請（自己所有農地の転用）

農地を住宅・駐車場・車庫・資材置き場等への転用

●農地法第5条許可申請（農地の権利移動を伴う転用）

他者の農地を住宅・駐車場・車庫・店舗等への転用

●農地法第18条の規定による通知書

賃貸を伴う合意解約

●農業経営基盤強化促進法

集積に伴う農地の貸借

☆いずれかに該当する場合は、農業委員会事務局までご相談ください。☆ 電話 [85-6128]

各申請の提出締切日

毎月10日です。

土日祝の場合は、休前日となります

許可申請を予定されている方は、締切日にかかるわらず余裕をもっての申請にご協力ください。

農地の無断転用は違反です!!

【問い合わせ】農業委員会事務局 電話 (85-6128)

農地転用とは

農地を農地以外の用途に転用することです。

転用する場合は、原則として農地法の許可が必要です。

農地以外の用途…住宅や工場等の建物敷地、資材置場、建設残土、駐車場など

許可を受けずに転用すると

違反転用となり、県や農業委員会からの是正指導があります。

それらに従わない場合は、工事の中止の勧告や現状復旧の命令、罰則が適用になる場合があります。

罰 則………3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

許可を受けるには

農地法第4条の許可（農地所有者と転用者が同一の場合）又は農地法第5条（農地所有者と転用者が異なる場合）の許可が必要となりますので、白鷹町農業委員会に農地転用許可申請書（山形県知事宛）を提出してください。

申請書の様式は、山形県又は白鷹町のホームページからダウンロードできます。また、必要な添付書類についてもホームページでご確認ください。

なお、手続きについてご不明な点がございましたら、上記までお問合せください。

違反転用を発見したら

農業委員会に連絡してください!!

転用をする前に農振除外の手続きが必要です！

農業振興地域・農用地区域内の農地転用は原則として認められません。やむを得ず転用が必要な場合は、転用手手続きの前に、農用地区域からの除外手続き（申請）が必要となります。

申請締切りは、**3月31日** と **9月30日** の年2回です。

詳しくは… 農林課 農業振興係 電話 85-6107 まで



山形地方法務局からのお知らせ
令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます
～相続登記は不動産の所有者であることを公示する重要な手続です～



所有者が亡くなったのに不動産の相続登記がされないため、持ち主が不明となることで生じる周辺地域の環境悪化や公共工事の阻害といった社会問題の解決のため義務化されます。

■■相続登記の申請義務■■

① 基本的ルール

相続（遺言も含む。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年内に相続登記の申請をしなければなりません。

② 遺産分割が成立した時の追加的ルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

※ ①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

■■「相続人申告登記」も同時にスタート■■

相続人間で遺産分割の話し合いがまとまらず、相続登記の申請がすぐにできない場合、①登記簿上の所有者について相続が開始したこと、②自らがその相続人であること、を申し出る制度で、相続登記の申請義務を簡易に履行することができます。（※法定相続人への権利の移転を公示するものではありません。）

法務局では、相続手続がスムーズに進められるように、以下の制度に関する業務も行っております。

法定相続情報証明制度

- 相続手続のたびに、戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります！
- いくつもある相続手続が同時に進められ、時間短縮につながります！



自筆証書遺言書保管制度

- 紛失、改ざんを防止します！
- 家庭裁判所の手続（検認）が必要ありません！
- 保管手数料は3,900円！



<お問合せ先> 山形地方法務局米沢支局 電話0238-22-2148（番号案内2番）

豊かな老後に備えて

農業者年金

に加入しましょう

農業者年金のご相談については

農業委員会事務局 電話 85-6128

または、お近くの

農業委員・農地利用最適化推進委員まで

農業の経営と暮らしに
役立つ情報を届けします。

全国農業新聞

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月額700円
【送料・税込み】
- 申込み：農業委員会事務局
電話 85-6128

「地域計画策定に係る農業経営意向調査」にご協力いただきありがとうございました。

令和5年4月1日の「農業経営基盤強化促進法」改正により、町は令和7年3月末までに「地域計画」（地域農業の将来の在り方+目標地図）の策定が必要となります。

当農業委員会では、地域計画の策定にあたり、農地の現状や将来の意向を示した地図（目標地図の素案）を作成するため、10a以上の農地を所有している世帯の皆様へ今後の農地の利用に関するアンケート調査を実施いたしました。

農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、10年後に目指すべき農地利用の姿を目標地図の素案として作成します。

白鷹町農業委員会 発行
委員会 委員長
農振部会
菅衣 小小 横児
原袋 松林 口玉
政則 晴孝 金匡
敏子 治次郎樹

農委広報「しらたか」

令和5年7月に改選が行われた、第23期白鷹町農業委員会が始動しました。本号では、新体制となつた委員の紹介をしておきますので、農政・農地の身近な相談役としてお声かけ下さい。さて、3年続いたコロナの位置づけの変更により、コロナ禍前の過疎化が進み耕作放棄地が増えた一方、農業生活が戻ってきました。一方、農業里山が再自然化し、熊などの獣害が顕著になり、リンゴ園や水田が電柵で取り囲まれた風景が常態化しています。また、経営面では、生産コストの高騰や猛暑で米の品質が低下し、霜害で果樹も減収減益となりました。先の見通しが立たない昨今ではあります。しかし、食の安全と自然保全に寄与する農業の活性化が実現できています。また、経営面では、生産コストの高騰や猛暑で米の品質が低下し、霜害で果樹も減収減益となりました。先の見通しが立たない昨今ではあります。しかし、食の安全と自然保全に寄与する農業の活性化が実現できています。

編集後記